

22. 保健所実習

[1] 保健所実習研修

医療関係学校の依頼により、学生に対して保健所業務の実習を各課で分担し、公衆衛生教育を実施している。

年度		区分	グループ数	実人員(人)	延人員(人)
23年度			19	69	278
24年度			15	52	325
25年度			15	44	299
26年度			13	37	266
27年度			10	27	236
池袋保健所	看護系学生		4	8	104
	(内訳)	上智大学	2	4	80
		日本赤十字社助産師学校	2	4	24
	管理栄養士養成施設学生		2	7	42
	(内訳)	昭和女子大学	2	7	42
	歯科衛生士学生		0	0	0
	小計		6	15	146
長崎健康相談所	看護系学生		3	9	72
	(内訳)	帝京平成大学	1	3	60
		日本赤十字社助産師学校	2	6	12
	管理栄養士養成施設学生		1	3	18
	(内訳)	昭和女子大学	1	3	18
	小計		4	12	90

[2] 医師臨床研修

医師法第16条の2に規定する臨床研修に関する省令に基づき、池袋保健所は、平成17年度から可能な範囲で、臨床研修病院からの依頼に基づき臨床研修協力施設として、地域保健研修を希望する研修医の受入れを実施している。

地域保健研修においては、公衆衛生の重要性を実践の場で学ぶことが最重要課題であり、また診断・治療といった臨床的診療行為だけではないヘルスプロモーションを基盤とした地域保健、健康増進活動等を理解することを目標としている。

□ 受入実績

年度 \ 区分	臨床研修病院	実人員(人)	研修期間
23年度	東京都立大塚病院	4	1名 2週間
24年度	東京都立大塚病院	2	1名 2週間
25年度	東京都立大塚病院	6	1名 1週間
26年度	東京都立大塚病院	6	1名 1週間
27年度	東京都立大塚病院	6	1名 2日間